

女性国家公務員の登用状況のフォローアップ

<ポイント>

- 国家公務員の令和7年7月時点の登用状況は、係長相当職(本省)に占める女性の割合について、初めて目標である3割を超えたほか、その他の役職段階において、女性の占める割合が調査開始以降(注)、最高数値。
- 女性国家公務員の登用の拡大に向けては、引き続き、採用した女性の計画的な育成や男女ともに働きやすい職場環境の整備などの取組を強化。

注 指定職相当・本省課室長相当職は平成17年から、国の地方機関課長・本省課長補佐相当職は平成20年から、係長相当職(本省)は平成27年から、係長相当職(本省)のうち新たに昇任した職員は令和3年から調査を開始している。

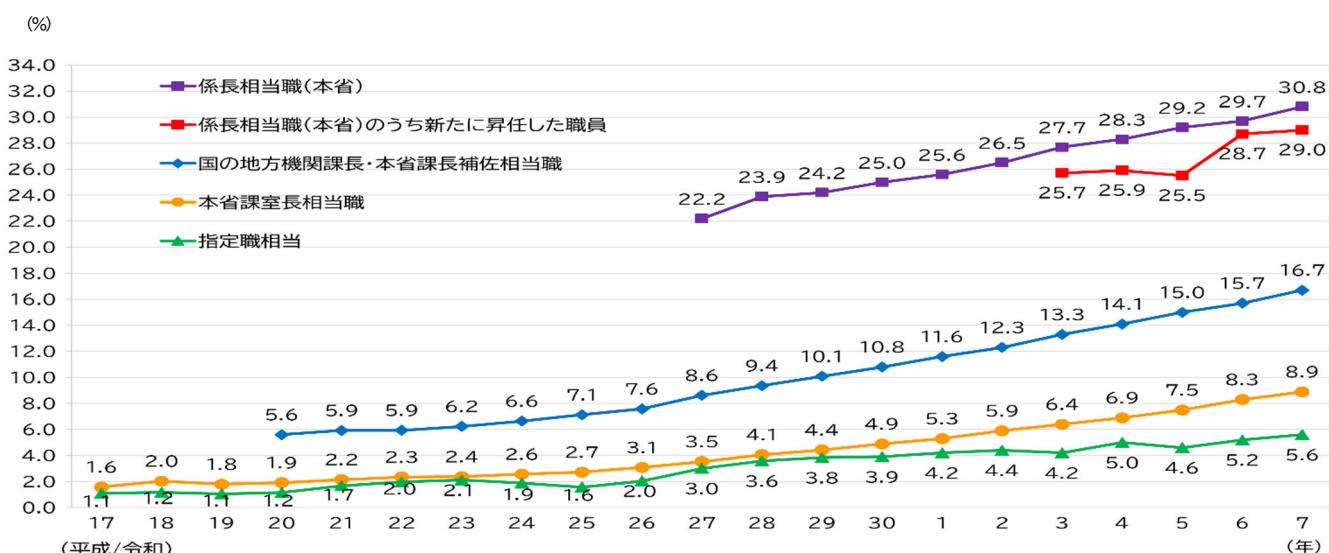
1 フォローアップの趣旨

政府においては、「第5次男女共同参画基本計画」(令和2年12月25日閣議決定)、「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」(平成26年10月17日女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定。令和6年1月16日一部改正)等を踏まえ、女性職員の活躍の推進及び男女全ての職員のワークライフバランスの実現に取り組んでおり、今般、女性国家公務員の登用状況について、フォローアップを行った。

2 実施結果(概要)

項目	今回のフォローアップで把握した数値(令和7年7月)	昨年把握した数値(令和6年7月)	第5次男女共同参画基本計画に定める成果目標(令和7年度末)
国家公務員の各役職段階に占める女性の割合			
指定職相当	5.6%	5.2%	8%
本省課室長相当職	8.9%	8.3%	10%
国の地方機関課長・本省課長補佐相当職	16.7%	15.7%	17%
係長相当職(本省)	30.8%	29.7%	30%
係長相当職(本省)のうち新たに昇任した職員	29.0%	28.7%	35%

注 「指定職相当」「本省課室長相当職」「国の地方機関課長・本省課長補佐相当職」は本省・国の地方機関の職員が対象、「係長相当職(本省)」「係長相当職(本省)のうち新たに昇任した職員」は本省の職員が対象。



府省等別女性国家公務員登用状況(本省・国の地方機関)
(令和7年7月1日現在)

	全職員 ※注2 (人) (a)	うち女性 (人) (b)	全職員 に対する 女性 割合 (%) (b/a)	本省課室長相当職			国の方機関課長・ 本省課長補佐相当職			係長相当職(本省)			係長相当職(本省)のうち新たに 昇任した職員		
				総数 (人)(c)	うち女性 (人)(d)	女性割合 (%) (d/c)	総数 (人)(e)	うち女性 (人)(f)	女性割合 (%) (f/e)	総数 (人)(g)	うち女性 (人)(h)	女性割合 (%) (h/g)	総数 (人)(i)	うち女性 (人)(j)	女性割合 (%) (j/i)
内閣官房	1,210	240	19.8	165	16	9.7	355	45	12.7	406	96	23.6	36	16	44.4
内閣法制局	68	17	25.0	24	0	0.0	10	5	50.0	19	7	36.8	3	1	33.3
内閣府	2,485	649	26.1	232	33	14.2	701	114	16.3	408	137	33.6	85	30	35.3
宮内庁	724	155	21.4	45	3	6.7	106	10	9.4	272	41	15.1	11	5	45.5
公正取引委員会	808	248	30.7	63	4	6.3	172	20	11.6	304	113	37.2	29	9	31.0
国家公安委員会(警察庁)	8,193	1,099	13.4	900	22	2.4	1,329	75	5.6	1,355	192	14.2	348	34	9.8
個人情報保護委員会	199	60	30.2	17	3	17.6	57	10	17.5	65	16	24.6	17	3	17.6
カジノ管理委員会	144	27	18.8	13	2	15.4	50	8	16.0	55	8	14.5	12	1	8.3
金融庁	1,383	415	30.0	130	16	12.3	493	86	17.4	384	149	38.8	41	17	41.5
消費者庁	420	150	35.7	36	6	16.7	109	35	32.1	159	57	35.8	33	13	39.4
こども家庭庁	430	160	37.2	34	9	26.5	124	36	29.0	169	64	37.9	11	3	27.3
デジタル庁	543	116	21.4	40	0	0.0	144	10	6.9	204	53	26.0	13	4	30.8
復興庁	195	28	14.4	21	0	0.0	68	7	10.3	43	10	23.3	3	0	0.0
総務省	4,398	1,303	29.6	483	39	8.1	1,072	170	15.9	941	366	38.9	97	33	34.0
法務省	49,355	12,403	25.1	1,087	120	11.0	6,324	1,110	17.6	764	182	23.8	165	43	26.1
外務省	6,322	2,346	37.1	644	76	11.8	2,353	768	32.6	796	397	49.9	90	40	44.4
財務省	69,122	18,791	27.2	3,121	333	10.7	27,026	5,304	19.6	994	281	28.3	125	32	25.6
文部科学省	1,991	635	31.9	345	51	14.8	540	141	26.1	723	285	39.4	129	52	40.3
厚生労働省	28,412	9,813	34.5	827	96	11.6	6,726	1,461	21.7	1,518	539	35.5	245	94	38.4
農林水産省	17,332	4,478	25.8	863	60	7.0	6,029	784	13.0	1,775	602	33.9	320	104	32.5
経済産業省	7,580	2,273	30.0	1,361	186	13.7	2,442	612	25.1	1,257	514	40.9	186	61	32.8
国土交通省	55,680	8,874	15.9	2,788	100	3.6	14,288	1,120	7.8	2,686	513	19.1	486	105	21.6
環境省	2,941	720	24.5	228	21	9.2	946	135	14.3	480	149	31.0	34	15	44.1
防衛省	14,330	4,191	29.2	554	34	6.1	2,812	283	10.1	789	282	35.7	75	32	42.7
人事院	568	225	39.6	72	17	23.6	158	50	31.6	104	44	42.3	12	5	41.7
会計検査院	1,111	367	33.0	176	23	13.1	327	74	22.6	279	121	43.4	31	13	41.9
合計	275,944	69,783	25.3	14,269	1,270	8.9	74,761	12,473	16.7	16,949	5,218	30.8	2,637	765	29.0

注1 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。)の行政職俸給表(一)、専門行政職俸給表、税務職俸給表、公安職俸給表(一)、公安職俸給表(二)及び指定職俸給表の適用を受ける職員並びに防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和27年法律第266号。以下「防衛省の職員の給与等に関する法律」という。)の行政職俸給表(一)及び指定職俸給表に記載の額の俸給が支給される防衛省の職員の給与等。

2 「本省」に該する職員の数を算定する際の「本省」及び「本省の職員」は、指定職俸給表の適用を受ける職員並びに防衛省の職員並びに防衛省の職員に支給される額の俸給が支給される防衛省の職員を含む。

また、「指定職俸給表」、「本省委室長相当職」及び「国の方機関課長・本省課長補佐相当職」に記載の職員が対象。「係長相当職(本省)」及び「係長相当職(本省)のうち新たに昇任した職員」については本省のみの職員が対象。

3 「本省課室長相当職」(防衛省を除く。)及び「国の方機関課長・本省課長補佐相当職」(防衛省を除く。)の数値は、「一般職国家公務員在職状況統計表(令和7年7月1日現在)」(内閣人事局)、「係長相当職(本省)」、「係長相当職(本省)のうち新たに昇任した職員」及び「防衛省の数値は内閣人事局が各府省等に譲取した結果に基づき作成。

4 「本省課室長相当職」とは、一般職給与法の行政職俸給表(一)7級から10級相当職の職員を、「国の方機関課長・本省課長補佐相当職」とは同俸給表(一)5級及び6級相当職の職員を、「係長相当職(本省)」とは同俸給表(一)3級及び4級相当職の本省職員をいう。

また、「係長相当職(本省)」のうち新たに昇任した職員」とは令和7年7月1日時点の本省に在籍する係長相当職の職員のうち、令和6年7月2日から令和7年7月1日までの間に初めて本省の係長相当職に任用された職員をいう。

5 「係長相当職(本省)」については「第4次男女共同参画基本計画」(平成27年12月25日閣議決定)において、「係長相当職(本省)のうち新たに昇任した職員」については「第5次男女共同参画基本計画」(令和2年12月25日閣議決定)において、将来指導的的地位に登用される候補者の目標として新たに定められたものである。

府省等別女性國家公務員登用状況(本省課室長相当職)
(令和7年7月1日現在)

	令和7年7月1日現在			令和6年7月1日現在		
	総数 (人)(c)	うち女性 (人)(d)	女性割合 (%)(d/c)	総数 (人)(c)	うち女性 (人)(d)	女性割合 (%)(d/c)
内閣官房	165	16	9.7	165	18	10.9
内閣法制局	24	0	0.0	24	0	0.0
内閣府	232	33	14.2	245	28	11.4
宮内庁	45	3	6.7	48	5	10.4
公正取引委員会	63	4	6.3	62	4	6.5
国家公安委員会(警察庁)	900	22	2.4	890	24	2.7
個人情報保護委員会	17	3	17.6	14	0	0.0
カジノ管理委員会	13	2	15.4	12	2	16.7
金融庁	130	16	12.3	125	10	8.0
消費者庁	36	6	16.7	34	5	14.7
こども家庭庁	34	9	26.5	33	6	18.2
デジタル庁	40	0	0.0	39	3	7.7
復興庁	21	0	0.0	19	0	0.0
総務省	483	39	8.1	501	34	6.8
法務省	1,087	120	11.0	1,082	122	11.3
外務省	644	76	11.8	651	74	11.4
財務省	3,121	333	10.7	3,139	324	10.3
文部科学省	345	51	14.8	336	43	12.8
厚生労働省	827	96	11.6	804	80	10.0
農林水産省	863	60	7.0	858	51	5.9
経済産業省	1,361	186	13.7	1,362	178	13.1
国土交通省	2,788	100	3.6	2,777	90	3.2
環境省	228	21	9.2	235	19	8.1
防衛省	554	34	6.1	548	26	4.7
人事院	72	17	23.6	74	15	20.3
会計検査院	176	23	13.1	173	20	11.6
合計	14,269	1,270	8.9	14,250	1,181	8.3

注1 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。)の行政職俸給表(一)、専門行政職俸給表、税務職俸給表、公安職俸給表(一)及び公安職俸給表(二)の適用を受ける職員並びに防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和27年法律第266号)に基づき一般職給与法の行政職俸給表(一)に定める額の俸給が支給される防衛省の職員が対象。

2 「一般職國家公務員在職状況統計表(令和7年7月1日現在)」(内閣人事局)に基づき作成。防衛省の数値は内閣人事局が聴取した結果に基づき作成。

3 「本省課室長相当職」とは、一般職給与法の行政職俸給表(一)7級から10級相当職の職員をいう。

府省等別女性国家公務員登用状況(国の地方機関課長・本省課長補佐相当職)
(令和7年7月1日現在)

	令和7年7月1日現在			令和6年7月1日現在		
	総数 (人)(e)	うち女性 (人)(f)	女性割合 (%)(f/e)	総数 (人)(e)	うち女性 (人)(f)	女性割合 (%)(f/e)
内閣官房	355	45	12.7	325	36	11.1
内閣法制局	10	5	50.0	12	6	50.0
内閣府	701	114	16.3	680	122	17.9
宮内庁	106	10	9.4	97	11	11.3
公正取引委員会	172	20	11.6	187	20	10.7
国家公安委員会(警察庁)	1,329	75	5.6	1,339	56	4.2
個人情報保護委員会	57	10	17.5	61	12	19.7
カジノ管理委員会	50	8	16.0	46	8	17.4
金融庁	493	86	17.4	496	75	15.1
消費者庁	109	35	32.1	112	28	25.0
こども家庭庁	124	36	29.0	117	28	23.9
デジタル庁	144	10	6.9	134	11	8.2
復興庁	68	7	10.3	63	4	6.3
総務省	1,072	170	15.9	1,101	149	13.5
法務省	6,324	1,110	17.6	6,312	1,020	16.2
外務省	2,353	768	32.6	2,297	719	31.3
財務省	27,026	5,304	19.6	27,004	5,120	19.0
文部科学省	540	141	26.1	546	141	25.8
厚生労働省	6,726	1,461	21.7	6,999	1,392	19.9
農林水産省	6,029	784	13.0	6,439	739	11.5
経済産業省	2,442	612	25.1	2,575	620	24.1
国土交通省	14,288	1,120	7.8	14,370	1,050	7.3
環境省	946	135	14.3	914	126	13.8
防衛省	2,812	283	10.1	2,755	235	8.5
人事院	158	50	31.6	163	52	31.9
会計検査院	327	74	22.6	331	71	21.5
合 計	74,761	12,473	16.7	75,475	11,851	15.7

注1 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。)の行政職俸給表(一)、専門行政職俸給表、税務職俸給表、公安職俸給表(一)及び公安職俸給表(二)の適用を受ける職員並びに防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和27年法律第266号)に基づき一般職給与法の行政職俸給表(一)に定める額の俸給が支給される防衛省の職員が対象。

2 「一般職国家公務員在職状況統計表(令和7年7月1日現在)」(内閣人事局)に基づき作成。防衛省の数値は内閣人事局が聴取した結果に基づき作成。

3 「国の地方機関課長・本省課長補佐相当職」とは、一般職給与法の行政職俸給表(一)5級及び6級相当職の職員をいう。

府省等別女性國家公務員登用状況(係長相当職(本省))
(令和7年7月1日現在)

	令和7年7月1日現在			令和6年7月1日現在		
	総数 (人)(g)	うち女性 (人)(h)	女性割合 (%)(h/g)	総数 (人)(g)	うち女性 (人)(h)	女性割合 (%)(h/g)
内閣官房	406	96	23.6	381	85	22.3
内閣法制局	19	7	36.8	20	9	45.0
内閣府	408	137	33.6	353	118	33.4
宮内庁	272	41	15.1	280	34	12.1
公正取引委員会	304	113	37.2	301	114	37.9
国家公安委員会(警察庁)	1,355	192	14.2	1,349	190	14.1
個人情報保護委員会	65	16	24.6	62	17	27.4
カジノ管理委員会	55	8	14.5	48	3	6.3
金融庁	384	149	38.8	403	146	36.2
消費者庁	159	57	35.8	146	54	37.0
こども家庭庁	169	64	37.9	132	45	34.1
デジタル庁	204	53	26.0	176	35	19.9
復興庁	43	10	23.3	41	10	24.4
総務省	941	366	38.9	938	354	37.7
法務省	764	182	23.8	688	155	22.5
外務省	796	397	49.9	773	393	50.8
財務省	994	281	28.3	996	274	27.5
文部科学省	723	285	39.4	678	250	36.9
厚生労働省	1,518	539	35.5	1,506	514	34.1
農林水産省	1,775	602	33.9	1,751	584	33.4
経済産業省	1,257	514	40.9	1,241	496	40.0
国土交通省	2,686	513	19.1	2,608	469	18.0
環境省	480	149	31.0	525	159	30.3
防衛省	789	282	35.7	848	266	31.4
人事院	104	44	42.3	111	47	42.3
会計検査院	279	121	43.4	292	125	42.8
合計	16,949	5,218	30.8	16,647	4,946	29.7

注1 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。)の行政職俸給表(一)、専門行政職俸給表、税務職俸給表、公安職俸給表(一)及び公安職俸給表(二)の適用を受ける職員並びに防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和27年法律第266号)に基づき一般職給与法の行政職俸給表(一)に定める額の俸給が支給される防衛省の職員が対象。

2 内閣人事局が各府省等に聴取した結果に基づき作成。

3 「係長相当職(本省)」とは、一般職給与法の行政職俸給表(一)3級及び4級相当職の本省職員をいう。

府省等別女性国家公務員登用状況(係長相当職(本省)のうち新たに昇任した職員)
(令和7年7月1日現在)

	令和7年7月1日現在			令和6年7月1日現在		
	総数 (人)(g)	うち女性 (人)(h)	女性割合 (%)(h/g)	総数 (人)(g)	うち女性 (人)(h)	女性割合 (%)(h/g)
内閣官房	36	16	44.4	41	19	46.3
内閣法制局	3	1	33.3	2	1	50.0
内閣府	85	30	35.3	63	21	33.3
宮内庁	11	5	45.5	21	7	33.3
公正取引委員会	29	9	31.0	35	16	45.7
国家公安委員会(警察庁)	348	34	9.8	321	31	9.7
個人情報保護委員会	17	3	17.6	20	7	35.0
カジノ管理委員会	12	1	8.3	5	0	0.0
金融庁	41	17	41.5	62	22	35.5
消費者庁	33	13	39.4	28	12	42.9
こども家庭庁	11	3	27.3	6	3	50.0
デジタル庁	13	4	30.8	9	2	22.2
復興庁	3	0	0.0	7	3	42.9
総務省	97	33	34.0	104	46	44.2
法務省	165	43	26.1	164	46	28.0
外務省	90	40	44.4	82	41	50.0
財務省	125	32	25.6	142	36	25.4
文部科学省	129	52	40.3	148	52	35.1
厚生労働省	245	94	38.4	239	105	43.9
農林水産省	320	104	32.5	289	92	31.8
経済産業省	186	61	32.8	208	68	32.7
国土交通省	486	105	21.6	526	99	18.8
環境省	34	15	44.1	54	18	33.3
防衛省	75	32	42.7	179	38	21.2
人事院	12	5	41.7	6	2	33.3
会計検査院	31	13	41.9	43	18	41.9
合 計	2,637	765	29.0	2,804	805	28.7

注1 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。)の行政職俸給表(一)、専門行政職俸給表、税務職俸給表、公安職俸給表(一)及び公安職俸給表(二)の適用を受ける職員並びに防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和27年法律第266号)に基づき一般職給与法の行政職俸給表(一)に定める額の俸給が支給される防衛省の職員が対象。

2 内閣人事局が各府省等に聴取した結果に基づき作成。

3 「係長相当職(本省)のうち新たに昇任した職員」については「第5次男女共同参画基本計画」(令和2年12月25日閣議決定)において、将来指導的地位に登用される候補者の目標として新たに定められたものである。

4 「係長相当職(本省)」とは、一般職給与法の行政職俸給表(一)3級及び4級相当職の本省職員をいう。

また、「係長相当職(本省)のうち新たに昇任した職員」とは令和7年7月1日時点の本省に在籍する係長相当職の職員のうち、令和6年7月2日から令和7年7月1日までの間に初めて本省の係長相当職に任用された職員をいう。

○ 指定職相当における女性国家公務員の登用状況(令和7年7月31日現在)

	総数 (人)(a)	うち女性 (人)(b)	女性割合 (%)(b/a)
令和7年7月31日 現在	1,042	58	5.6
(参考) 令和6年7月31日 現在	1,048	54	5.2

注 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。)の指定職俸給表の適用を受ける職員及び防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和27年法律第266号)に基づき一般職給与法の指定職俸給表に定める額の俸給が支給される防衛省の職員が対象

○ 上記指定職相当の女性職員が就いている官職名一覧(令和7年7月31日現在)

府省等名	官職名等
内閣官房	内閣審議官(内閣官房副長官補付) 命:内閣官房新しい地方経済・生活環境創生本部事務局審議官 命:内閣官房産業遺産の世界遺産登録推進室次長 命:内閣官房デジタル行財政改革会議事務局審議官 内閣審議官(内閣人事局) 併任 内閣審議官(内閣感染症危機管理統括庁)
内閣府	男女共同参画局長 大臣官房審議官(共生・共助担当) 大臣官房審議官(大臣官房、賞勲局及び男女共同参画局担当) 日本学術会議事務局次長

府省等名	官職名等
国家公安委員会 (警察庁)	警察大学校特別捜査幹部研修所長
	警察大学校国際警察センター所長 併任 警察庁長官官房審議官(国際担当)
	警視庁警務部長
	千葉県警察本部長
	新潟県警察本部長
金融庁	証券取引等監視委員会事務局次長
消費者庁	長官
	審議官
こども家庭庁	長官
	長官官房長
	長官官房審議官(支援局担当)
総務省	大臣官房審議官(情報流通行政局担当)
	総合通信基盤局電気通信事業部長
	九州総合通信局長
	公害等調整委員会事務局長
法務省	大臣官房公文書監理官
	北海道矯正管区長
	中部地方更生保護委員会委員長
	九州地方更生保護委員会委員長
	出入国在留管理庁在留管理支援部長
	名古屋出入国在留管理局長
外務省	大臣官房国際文化交流審議官
	大臣官房審議官
	大臣官房審議官
	大臣官房審議官

府省等名	官職名等
財務省	会計センター所長 併任 財務総合政策研究所長
文部科学省	総合教育政策局長
	高等教育局私学部長
厚生労働省	雇用環境・均等局長
	人材開発統括官
	大臣官房総括審議官
	大臣官房政策立案総括審議官(統計、総合政策、政策評価担当)
	医政局長
	健康・生活衛生局長
	国立社会保障・人口問題研究所長
	愛知労働局長
農林水産省	大臣官房審議官
経済産業省	大臣官房審議官(通商戦略担当)
	大臣官房付 併任 内閣官房内閣審議官(内閣官房副長官補付) (命)内閣官房 TPP 等政府対策本部審議官 (命)内閣官房米国の関税措置に関する総合対策本部事務局次長
	中小企業庁事業環境部長
	大臣官房総括審議官
国土交通省	大臣官房審議官(航空局担当)
	大臣官房官庁営繕部長
	国土交通政策研究所副所長
	関東運輸局長
	気象庁仙台管区気象台長
	海上保安庁海上保安学校長
環境省	水・大気環境局長

府省等名	官職名等
防衛省	大臣官房政策立案総括審議官
	南関東防衛局長
人事院	職員福祉局次長
	人材局試験審議官